

令和5年度 第6回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和5年8月3日(木) 午後1時30分から午後1時55分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 14人

今野正章	辻千太郎	小谷信江
以倉孝弘	柳下清隆	寺島あつ子
霜野市和	谷野保博	田中宏
山崎勝喜	北尻芳孝	奥野正作
田中正剛	松本智恵子	

(3) 欠席委員

なし

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 13人

小林義博	井上和夫	光田裕次
数田清文	中尾美昭	高岡一平
塔本順一	松下孝彦	岸田勝夫
田中利幸	岡所次郎	北條一宜
登り山正嗣		

(5) 欠席委員

なし

3 議事説明員

農業委員会事務局

事務局長 小走伸吾

事務局次長 河邊眞佐彦

主 幹 山本幸夫

八木祐樹

4 付議事項

- 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第31号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第32号 農用地利用集積計画の決定について
- 報告第23号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第24号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第25号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について
- 報告第26号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第27号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（北尻芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和5年度第6回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において辻千太郎委員、小谷信江委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は13名、オンラインにより出席する委員が1名で委員14名中14名の出席でございます。また、農地利用最適化推進委員は13名の出席をいただいております。以上でございます。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第27号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計10件であります。

それではまず、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第17号から第19号について、ご説明いたします。

まず、受付番号第17号は、申請地は美原区今井で市街化調整区域内にあり、周辺は田、及び農道に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,170平方メートルで現在水稻の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第18号は、申請地は北区野遠町で市街化調整区域内にあり、周辺は田及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は

1, 160平方メートルで現在水稻の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第19号は、申請地は美原区太井で市街化調整区域内にあり、周辺は畑、宅地及び雑種地に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,269平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上3件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第2号をご説明いたします。

まず、受付番号第2号は、自己転用するものです。申請人は美原区平尾に居住する農業者で、申請地は美原区平尾の田1筆、面積は585平方メートル、市街化調整区域の農地です。

事業計画は、近隣事業所の従業員から要望があったため露天駐車場として使用するものです。

申請は令和5年7月19日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については南側の既設側溝から西側河川に放流する計画です。周囲にはブロック2段積のうえ、フェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第3号は、自己転用するものです。申請人は美原区菅生に居住する農業者で、申請地は美原区菅生の田2筆、面積は合計326平方メートル、市街化調整区域の農地です。

事業計画は、現在の住宅が手狭となったため、農家住宅を建築するものです。

申請人の市街化調整区域内耕作面積は4,845平方メートル、年間耕作日数は180日です。

申請は令和5年7月20日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については東側から公共下水道へ接続します。雨水については砂利敷による自然浸透及び東側道路の側溝へ排水を行う計画です。周囲にフェンス等は新設しませんが、特に問題はないものと判断いたします。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第7号と第8号をご説明いたします。

まず、受付番号第7号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が大阪市大正区三軒家東2丁目でリサイクル業を営む法人で、申請地は中区伏尾の田1筆、面積は520平方メートルのうち258.45平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大に伴い、本申請地を賃借し、古紙回収ボックスを設置するものです。

申請は令和5年7月18日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、アスファルト舗装し、傾斜により東側道路側溝に排水する計画です。周囲にはコンクリートブロックを2段設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第8号は、所有権を移転し転用するものです。譲受人は大阪府松原市阿保6丁目でタイル・れんが・ブロック工事業及びそれに伴う工業用機械の製造を行う法人で、申請地は美原区平尾の田1筆、面積は585平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大に伴い新工場が必要となったため、本社から比較的近い本申請地を取得し、都市計画法第29条の開発許可を受け、工場を建築するものです。

申請は令和5年7月19日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については、敷地内に汚水枡を設置し、北側道路の汚水管に接続する計画です。雨水については、敷地内に雨水枡を設置し、北側道路の側溝に放流する計画です。周囲にはフェンス等設置いたしません、特に問題はないものと判断いたします。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨をご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第31号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第31号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第5号をご説明いたします。

受付番号第5号は、申請人が大阪市住吉区长居東1丁目に居住する農業者で申請地は北区野遠町の田4筆、面積は合計2,992平方メートル、現在水稻の状態です。

以上につきまして、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨をご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第32号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第32号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第17号から第20号をご説明いたします。

まず、受付番号第17号は、申請地は南区片蔵の畑1筆、面積は706平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で賃借権による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第18号は、申請地は南区片蔵の畑1筆、面積は1,005平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で賃借権による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第19号は、申し出の取り下げにより欠番となっています。

次に、受付番号第20号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は1,712平方メートルのうち500平方メートルで、現在野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨をご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、報告第23号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第27号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第23号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第27号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括してご説明いたします。

まず、報告第23号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は6件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第24号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は4件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第25号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について」は2件ございました。まず、受付番号第6号は申請地が美原区菅生の田1筆、面積は221平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。次に、受付番号第7号は申請地が美原区菅生の田2筆、面積は合計667平方メートル、離作補償はな

しで、双方合意によるものです。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

次に、報告第26号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は2件ございました。まず、受付番号第8号は申出者が本人で主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第9号は、申出者が本人で主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。いずれも案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第27号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は8件ございました。まず、受付番号第20号は、申請地が東区石原町2丁の田1筆で面積は514平方メートル、現況は露天駐車場、経過年数は15年以上、次に受付番号第21号は、申請地が南区畑の田畑4筆、面積は合計1,718平方メートル、現況は竹林、経過年数は15年以上、次に受付番号第22号は、申請地が南区畑の田1筆、面積は647平方メートル、現況は原野、経過年数は15年以上、次に受付番号第23号は、申請地が南区大庭寺の田1筆、面積は1,633平方メートル、現況は原野、経過年数は15年以上、次に受付番号第23号は、申請地が南区大庭寺の田1筆、面積は1,633平方メートル、現況は保全管理中、次に受付番号第24号は、申請地が西区菱木3丁の田1筆、面積は594平方メートル、現況は露天駐車場、経過年数は25年以上、次に受付番号第25号は、申請地が中区辻之の田1筆、面積は181平方メートル、現況は雑種地一部露天駐車場、経過年数は5年以上、次に受付番号第26号は、申請地が西区太平寺の田1筆、面積は231平方メートル、現況は更地、経過年数は90年以上、次に受付番号第27号は、申請地が西区菱木3丁の田1筆、面積は109平方メートル、現況は住居、経過年数は30年以上です。以上のうち、受付番号第23号は農地、その他7件については非農地である旨の報告を、いずれ

も総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和5年度第6回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第28号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第29号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第30号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第31号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第32号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第23号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第24号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第25号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第26号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第27号	承 認	全 会 一 致

署名委員

會長 北原 芳⁺厚

委員 辻 于太郎

委員 小谷 信江